



PwCベトナムニュースブリーフ

国内のVATおよびVAT源泉徴収規定の変更

2025年7月





ご一読ください

7月1日、政府および財務省は、7月1日に発効した新しいVAT法のさまざまな条項に関するガイドラインを定めた政令181/2025および通達69/2025を発表しました。

新VAT法の様々な規定を詳述するとともに、外国契約者税（FCT）に関するVAT部分に変更が追加されました。

重要な変更点は以下の通りです。

詳細

1. VAT源泉税率の変更点

通達69号は、ベトナムで事業を営む、またはベトナムで所得を得る外国企業への課税を規定する外資系企業通達103号のVAT源泉徴収税に関する規定に一定の変更を加えています。通達69号の付録には、様々な事業分野に適用される外資系企業とVATの新たな税率が示されています。

2. VATの非課税対象の変更点

- VATの非課税対象となる物品は、削減されます。
- VATの非課税対象となる特定の消耗品に対する必要な書類が、規定されます。
- 免税対象となる資本譲渡には、投資プロジェクト・資産売却の譲渡は含まれません。
- 免税対象となるコンピュータソフトウェアは、法律で定義されるソフトウェア製品およびサービスに置き換えられます。

3. VAT率の変更点

0%VAT – より厳格な要件、消費テストの維持

- 海外に輸出される物品・サービスは、海外消費テストを合格する必要があります。
- 非関税区/EPEsに販売される物品・サービスは、消費テストを合格し、輸出生産を直接サポートする必要があります。
- 海外の顧客に提供されるデジタルコンテンツサービスに対しては、指定された根拠資料が必要です。

5%VAT

- 様々な物品の税率が、VAT5%からVAT10%に変更されます。
- 様々な物品の税率が、VAT0%からVAT5%に変更されます。

10%VAT – 基準VAT

- 電子商取引およびデジタルプラットフォームを通じて外国企業が提供するサービスの税率は、VAT5%からVAT10%に変更されます。
- 保管サービスの税率は、VAT0%からVAT10%に変更されます。
- 映画制作と配給の税率は、VAT5%からVAT10%に変更されます。

詳細

4. インプットVATの控除に関する特定の条件の変更点

- 非現金決済の基準は、5百万ベトナムドン(VATを含む)に引き下げられます。
- 非現金決済の支払いは、政令52/2024に従う必要があります。



5. VAT還付の適格性の変更点

納税者・購入者が還付を請求するインボイスに対しては、それぞれの売主がVATを申告し、納付している必要があるという要件は、変更されます。これにより、手続きが煩雑になり、VAT還付の適格性がさらに制限される可能性があります。

• 輸出活動のVAT還付

輸入し直接輸出する物品や委託で輸出する物品に対するVAT還付が、適用されません。この制限は、輸出生産や輸出加工の使用のため輸入される材料は、適用されません。

• プロジェクトの投資段階におけるVAT還付

- 拡大投資プロジェクトに対して、VAT還付が認められます。
- 会社は、投資プロジェクト、フェーズ、またはユニットの完了後1年以内にVAT還付を申請する必要があります。
- 新規プロジェクトの投資フェーズが中止された場合、新たな制限またはクローバックが適用されます。

• VAT5%が適用される商品やサービスの提供に対するVAT還付

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn